

《 参考 》 事故救済制度の概要

1. 制度の骨格

「給付金制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

※事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した給付金額分は控除）。

- ⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 賠償責任保険を事前登録（認知症と診断された人が対象）とし、認知症検診の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

2. 対象者・給付金等

			加害者						
			神戸市民			市外			
			責任無し		責任有り	責任無し		責任有り	
			①給付金制度：給付金を先行して支給 ②賠償責任保険制度：賠償責任が認められれば、 保険金を支給する（給付金分は控除）						
被害者	神戸市民	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】			
			・死亡 最高 3000 万円 ・後遺障害 75 万円～3000 万円 ・休業損害 最高 5 万円 ・入、通院		・死亡 最高 3000 万円 ・後遺障害 75 万円～3000 万円 ・休業損害 最高 5 万円 ・入、通院	・死亡 最高 3000 万円 ・後遺障害 75 万円～3000 万円 ・休業損害 最高 5 万円 ・入、通院			
		入通院日数	入院	通院	入通院日数	入院	通院		
		31 日以上	10 万円	5 万円	31 日以上	10 万円	5 万円		
	15～30 日	5 万円	3 万円	15～30 日	5 万円	3 万円			
	8～14 日	3 万円	2 万円	8～14 日	3 万円	2 万円			
7 日以内	2 万円	1 万円	7 日以内	2 万円	1 万円				
			(自賠償、労災のみ減額調整あり)			(自賠償、労災のみ減額調整あり)			
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】				
・財物損壊 最高 10 万円 ・休業損害 最高 5 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)		・財物損壊 最高 10 万円 ・休業損害 最高 5 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	・財物損壊 最高 10 万円 ・休業損害 最高 5 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	・財物損壊 最高 10 万円 ・休業損害 最高 5 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)					
市外	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】						
	・被害者見舞 最高 10 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	・被害者見舞 最高 10 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)							
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】						
	・被害者見舞 最高 10 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	・被害者見舞 最高 10 万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)							
類焼被害			・ 1 被災世帯 30 万円 ・ 1 事故最大 1,000 万円 ※加害者、被害者ともに神戸市民に限る。	【賠償責任保険制度】	-		-		
本人の傷害死亡			【傷害死亡・後遺障害保険（事前登録必要）】 交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給（*2） ・死亡 100 万円 ・後遺障害 42 万円～100 万円	限度額 2 億円（*1） (他の制度との減額調整あり)	-		-		

(*1)火災による物損（重過失除く）は対象外

(*2)給付金と重複して支給する場合有り

3. 要件等

	給付金制度	賠償責任保険制度
① 責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り
② 事前の登録	不要	必要（保険加入）
③ 事故発生地	日本国内のみ	限定なし
④ 法人	対象外	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑤ 個人（事業損失）	対象	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑥ 同居親族	対象	対象外
⑦ 減額調整	自賠償・労災保険対象の場合は対象外	他の救済制度等との減額調整を行う
⑧ 示談対応	無し	示談交渉サービスセット
⑨ 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会での判定	給付金は推進委員会の判定に基づき支給	賠償責任保険等は損害保険会社の判断で支給

4. 運用支援

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①事前相談・申請受付対応支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の概要説明（一般照会） ・事故受付対応（給付要件確認） ②事故事実の調査支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故状況、損害状況の確認 ・有無責の判断、解決イメージの構築 ・対応方針の決定 ・他に責任分担すべき者がいる場合の対応 ③給付判定支援（給付の可否や給付額の査定案の作成） <ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求に必要な書類の案内、取付 ・保険金額の算出と解決支援 | <ul style="list-style-type: none"> ④判定委員会運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事案レポートの作成、提出 ・事案管理表の作成、提出 ・判定委員会運営支援 ⑤不服申立・訴訟対応支援 <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立、訴訟対応支援 ・訴訟対応支援（賠償事故の場合） ・不正、不当請求等疑義事案への対応支援 ⑥マニュアル・帳票等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル、Q&A、帳票類の作成 ・市、判定委員会における勉強会の開催 |
|--|---|

5. 所要額

①初年度経費

・基本経費	
◎給付金制度（約定履行費用保険）	36,860 千円（@24 円×1,535,837 人）
◎責任保険（支払限度 2 億円）	6,646 千円（@1,510 円×4,401 人）
◎ <u>運用支援（コールセンター：24 時間 365 日）</u>	26,860 千円
○制度情宣（普及）	3,330 千円
○GPS 安心かけつけサービス	2,990 千円
○判定委員会経費	236 千円
○事務費	7,308 千円
合 計	84,230 千円

②2 年目以降

- ・給付金制度は事故の発生率より増減（給付金）

通算損害率	2 年度目	3 年度目
20%未満	△10%	△20%
～45%未満	△ 5%	△10%
～80%未満	—	—
～105%未満	+ 5%	+10%
105%以上	+10%	+20%

- ・賠償責任保険の 1 人当りの保険料は変動する場合有り（事故の発生率による増減は無し）。